

# 宗像・糟屋地区合同公売会 in 福津 を開催します

●市収納課(福間庁舎)

宗像・糟屋地区の3市1町が合同で公売会を開催します。

公売会とは、地方税(県税、市町村税)の滞納処分(捜索など)により差し押さえた財産を入札や競り売りにより売却し、売却代金を滞納税に充てるものです。これらの取り組みを通じて、滞納の縮減と納税に対する理解の拡大を図ります。

今回の公売会でも家電製品や生活雑貨、装飾品など、多数の出品を予定しています。

事前の申し込みなどは必要ありません。ぜひ、ご来場ください。



▲前回の公売会の様子

## ■公売会の流れ

### 品物の確認

入札が始まるまでの間、落札したい品物の状態をチェックし、最低見積価格などを確認します。

### 入札

入札用紙に最低見積価格以上の金額を記入し、入札箱に入れます。

### 品物の受け渡し

決められた時間までに代金を支払い、品物を受け取ります。代金を支払った後は返品できませんので注意してください。

### 開札

最高額をつけた人が落札者です。最高入札者が複数いる場合は、その人たちだけで追加入札を行います。

## 税金を滞納すると、あなたの財産が公売にかけられることも…

### 1 滞納処分の実施

市税や保険料は、納税通知書に記載された納期限までに納めていただかなければなりません。

しかし、納期限を過ぎ、督促状を送付しても納められない場合は、滞納処分(差し押さえ)をしなければならぬと国税徴収法第47条に規定されています。

督促状や催告書が届いて不明な点がある場合は、必ず内容について問い合わせてください。

### 2 捜索の実施

差し押さえを行う対象としては、預金・給与・生命保険・売掛金・家賃収入などの債権や土地・家屋などの不動産が代表的なものです。財産調査を行った結果、前記の財産が不明または差し押さえ不可能、生活の実態が不明などの場合に、国税徴収法第142条に基づき滞納者の自宅や関係箇所を捜索して換価可能な財産を差し押さえることがあります。

国税徴収法による捜索は、警察の捜査とは異なり裁判所の令状を必要としません。

### 3 公売会で換価

捜索により差し押さえた財産は、国税徴収法第94条に基づき公売により換価(現金化)することとなります。

公売にはインターネットオークションサイトを利用する形式(ネット公売)や実際に差し押さえ品を展示し、その場で入札や競り売りをを行う公売会などの形式があります。

どの形式においても最も高い金額を提示した人に売り渡され、売却代金は滞納税に充当されます。

## ！お知らせ 延滞金の割合が変わります

平成25年度の税制改正が行われ、平成26年1月1日以後の市税などの延滞金の割合が、次の通り改正されます。

	改正前	改正後	平成26年中の割合
納期限の翌日 ～ 1カ月を経過するまで	特例基準割合と年7.3%の いずれか低い方 (平成25年中は4.3%)	特例基準割合に 年1%を加算した割合	2.9%
納期限の翌日から1カ月を経過した日 ～ 納付まで	年14.6%	特例基準割合に 年7.3%を加算した割合	9.2%
特例基準割合とは	各年の11月30日を経過する ときにおける商業手形の 基準割引率に、年4%を加 算した割合	各年の前々年10月から前 年9月までにおける国内銀 行の新規の短期貸出約 定平均金利の平均の割 合に年1%を加算した割合	本年の特例基準割合は1.9% (国内銀行の新規の短期貸出 約定平均金利(0.9%)+1%)

率は下がるものの、延滞金は本来支払わなくてよいお金です。今後も市税の納期限内納付にご協力をお願いします。

■日 時 **1月25日(土)** 10:00開場 ※早まる場合あり

■場 所 イオンモール福津2階 イオンホール

■公売方法 入札

■当日必要なもの 購入代金、印鑑、本人確認書類(運転免許証など)

■参加自治体 福津市、宗像市、古賀市、篠栗町

■問い合わせ 市収納課(福間庁舎) ☎43・8119

イオンモール福津2階北側



▲国道3号線側

▼福間駅側